

# 平成25年度 笠間市保健カレンダーの変更について

平成25年度発行の笠間市保健カレンダーの変更についてお知らせいたします。

## 1. P23 定期予防接種について

4月1日の予防接種の改正により次のとおり変更になります。

予防接種の種類	接種時期		間隔	回数
	対象年齢	標準的な接種年齢		
子宮頸がん予防ワクチン 2価(HPV16・18型)ワクチン、 4価(HPV6・11・16・18型)ワクチンの2種類があります	平成9年4月2日～平成14年4月1日生まれの子(小学6年生～高校1年生相当)	【2価ワクチン：サーバリックスの場合】 13歳となる年度 2回目：1回目の接種から1か月3回目：1回目の接種から6か月	2回目：1回目接種から1か月～2か月半 3回目：1回目接種から5か月～12か月 ただし、やむを得ず間隔を変更する必要がある場合、2回目は、1回目の接種から1～2か月半、3回目は、1回目の接種から5～12か月の間に接種	3回
		【4価ワクチン：ガーダシルの場合】 13歳となる年度 2回目：1回目の接種から2か月3回目：1回目の接種から6か月	2回目：1回目接種から1か月以上 3回目：2回目接種から3か月以上 ただし、当該方法をとることができない場合、2回目は、1回目の接種から1か月以上、3回目は、2回目の接種から3か月以上で接種	3回
ヒブワクチン(Hib)	生後2か月から生後60か月に至るまで	初回接種開始：生後2か月～生後7か月に至るまで 追加接種：初回接種終了後7か月～13か月までの間隔で	開始が生後2か月から7か月に至るまでの場合 初回：27日(医師が必要と認めた場合は20日)～56日の間隔 追加：初回終了後7か月～13か月	初回3回 追加1回
			開始が生後7か月から12か月に至るまでの場合 初回：27日(医師が必要と認めた場合は20日)～56日の間隔 追加：初回終了後7か月～13か月	初回2回 追加1回
			開始が生後12か月に至った日の翌日から生後60か月に至るまでの場合	1回
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2か月から生後60か月に至るまで	初回接種開始：生後2か月～生後7か月に至るまで 追加接種：生後12か月～15か月に至るまで	開始が生後2か月から7か月に至るまでの場合 初回：27日以上の間隔(生後12か月までに完了) 追加：初回終了後60日以上の間隔	初回3回 追加1回
			開始が生後7か月に至った日の翌日から生後12か月に至るまでの場合 初回：27日以上の間隔(生後12か月までに完了) 追加：初回終了後60日以上の間隔	初回2回 追加1回
			開始が生後12か月に至った日の翌日から生後24か月に至るまでの場合 60日以上の間隔	2回
			開始が生後24か月に至った日の翌日から生後60か月に至るまでの場合	1回

※切りとってお使いください

## 2. P34 笠間地区 医療機関一覧【病院及び診療所】中

「30関外科整形外科医院」は、平成25年3月31日をもって閉院しました。

## 3. P39 国民健康保険・後期高齢者・マル福医療のご案内中

「マル福医療を受給することができる方」については4月1日付のマル福制度の改正により、下記のとおり変更します。

【改正前】2. 小児(0歳～小学校6年生まで) → 【改正後】2. 小児(0歳～中学校3年生まで)

【問合せ】健康増進課(内線591) ※P39については保険年金課(内線139・142)